

## 第2章 配偶者暴力被害体験者面接調査結果

### 【調査の概要】

配偶者からの暴力被害体験者を対象に聞き取り調査を行い、暴力被害の実態、暴力が与える子供への影響、関係機関における支援・対応への意見・要望等、これからの生活再建に向けて充実・拡充してほしい公的、あるいは身近な支援・サービスに対する要望を把握する。

### 【調査内容】

調査対象：東京都（島しょ部を除く。）に居住しているか、又は都内の関係機関からの支援を受けている配偶者暴力被害体験者。

標本抽出：配偶者暴力被害を受けて、自立への支援を配偶者暴力相談支援センターなど関係機関で受けているケース。調査を受けるに当たっては、匿名や仮名でも良いこととした。受け付け時点で面接実施について打ち合わせの日時及び場所などを決定した。

調査方法：面接聞き取り調査

面接調査員：臨床心理士、又はこれに準じる資格・経験を有し、配偶者暴力問題及び被害者の心理などをよく理解している者

調査期間：平成26年9月1日～11月16日

調査実施数：14件

### 【調査結果をみる際の留意点】

- (1) 被害体験者の言葉を引用し、または事例を紹介する場合は、プライバシーの保護の観点から、個人や場所が特定されないよう、一部修正を加えた。
- (2) 回答者は、関係機関に相談等があった暴力被害体験者のうち、面接を承諾された一部の方々であるため、回答者群の属性に偏りがみられ東京都全体の傾向を反映しているとは必ずしも言い切れない。
- (4) 該当数字なしは、「-」と表記している。
- (5) nは、回答総数を意味している。

## 1. 被害者（回答者）と加害者

### (1)－1 年齢

被害者（回答者）の年齢は、「30歳代」が3人、「40歳代」が7人、「50歳代」が4人となっている。被害者の夫・その他の相手（以下「加害者」と記す）の年齢は、「30歳代」が2人、「40歳代」が6人、「50歳代」が4人となっている。被害者（回答者）の平均年齢は45.0歳、加害者の平均年齢は47.3歳である。

表 2-1 被害者と加害者の年齢 (件)

	被害者	加害者
20歳代以下	—	—
30歳代	3	2
40歳代	7	6
50歳代	4	4
60歳代以上	—	—
回答なし	—	2
平均(歳)	45.0	47.3

n=14

### (1)－2 別居・同居等

現時点での別居及び同居等については、別居している人が3人、離婚している人が11人である。

表 2-2 現時点での別居・同居等

同居している	—	(件)
別居している	3	
離婚している	11	
死別した	—	n=14

### (1)－3 同居期間

「同居」、「別居」、「離婚」及び「死別」別にみた、配偶者と同居していた期間は「5年未満」、「5年以上10年未満」、「10年以上15年未満」がそれぞれ3人、「15年以上20年未満」、「20年以上」がそれぞれ2人となっている。

表 2-3 同居期間 (件)

	同居している	別居している	離婚している	死別した	全体
5年未満	-	-	3	-	3
5年以上10年未満	-	1	2	-	3
10年以上15年未満	-	-	3	-	3
15年以上20年未満	-	2	-	-	2
20年以上	-	-	2	-	2
回答なし	-	-	1	-	1
全体	-	3	11	-	14

n=14

### (1)－4 別居期間

現時点の「別居」、「離婚」別にみた別居期間は、「5年未満」が10人、「5年以上10年未満」が1人となっている。

表 2-4 別居期間 (件)

	別居している	離婚している	全体
5年未満	3	7	10
5年以上10年未満	-	1	1
10年以上15年未満	-	-	-
15年以上20年未満	-	-	-
20年以上	-	-	-
回答なし	-	3	3
全体	3	11	14

n=14

## (2) 加害者との配偶関係

加害者との配偶関係では、「法律婚」が13人となっている。

表 2-5 加害者との配偶関係 (件)

法律婚	13	n=14
事実婚	—	
恋人	—	
その他	—	
回答なし	1	

## (3) 加害者の暴力被害体験の有無

被害者からみた、加害者の成育家庭における暴力被害体験の有無については、加害者が暴力を「受けていた人」は9人、「受けていない人」は1人、「わからない」が4人である。

表 2-6 加害者の成育家庭における暴力被害体験の有無

受けていた	9	(件)
受けていない	1	n=14
わからない	4	

## (4) 現在の同居家族

現在の同居家族は、「子供」が11人、「父母」が2人、「兄弟姉妹」1人である。

表 2-7 現在の同居家族(複数回答)

配偶者・その他の相手	—	(件)
子供	11	n=14
孫	—	
父母	2	
祖父母	—	
兄弟姉妹	1	
なし	3	
その他	—	

### (5) 家に残してきた子供の有無

別居や離婚に際して、家に「残してきた子供がいる」と回答した被害者は5人であった。

表 2-8 家に残してきた子供の有無 (件)

残してきた子供がいる	5	n=14
残してきた子供はいない	8	
その他	—	
回答なし	1	

### (6) 保護命令の申請等の状況

現時点で配偶者と同居していない14人の保護命令への対応は、下表のとおりである。その他としては「一度子供を連れ去られているので、再びその恐れが出てきた時には考える」、「10年経ったため、今は出していない」があった。

表 2-9 保護命令について(複数回答) (件)

保護命令を申請しようと思っている	—	n=14
保護命令を申請中である	—	
保護命令が出ている	—	
かつて保護命令が出ていた(現在は出していない)	1	
保護命令の延長について考えたことがある	1	
保護命令は何回出たか(回数は1回)	1	
保護命令の申請は考えていない	10	
その他	2	

## (7) 最終学歴

被害者及び加害者の最終学歴は、下表のとおりである。

表 2-10 被害者と加害者の最終学歴

(件)

	被害者	加害者
中学校	2	1
高等学校	1	2
高騰専門学校	-	-
専門学校、各種学校(中学校卒業)	-	-
専門学校、各種学校(高等学校卒業)	4	-
短期大学	2	1
4年生大学	4	3
医学部、薬学部、獣医学部(6年制大学)	-	-
大学院	1	5
回答なし	-	2

n=14

## (8) 被害者及び加害者の現在の職業等

### (8)-1 被害者及び加害者の現在の職業

被害者の職業は、「専門・技術職」、「主婦」がともに3人、「自由業」、「事務職」がともに2人、「労務・技能職」、「販売・サービス職」がともに1人である。加害者の職業では、「専門・技術職」が5人、「農林漁業」、「商工・サービス業」、「自由業」、「経営・管理職」、「労務・技能職」がそれぞれ1人である。

表 2-11 被害者及び加害者の職業種別

(件)

		被害者	加害者
1 家族従業・自営業	1 農林漁業	-	1
	2 商工・サービス業(各種の卸・小売店、飲食店、理髪店のサービス業従事者)	-	1
	3 自由業(開業医、弁護士、著述業等)	2	1
2 勤め人	4 経営・管理職(会社・団体・官公庁の課長級以上)	-	1
	5 専門・技術職(教員、研究員、技術者、勤務医等)	3	5
	6 事務職(事務系会社員、事務系公務員等)	2	-
	7 労務・技能職(工場等の生産工程従事者、運転士、電話交換手等)	1	1
	8 販売・サービス職(各種の卸・小売店、飲食店、理髪店のサービス業従事者)	1	-
3 無職	9 学生	-	-
	10 主婦	3	-
	11 その他	1	2
	回答なし	1	2

n=14

### (8)－2 被害者及び加害者の現在の職務の形態

被害者及び加害者の現在の職務形態は、下表のとおりである。

表 2-12 被害者及び加害者の職務の形態 (件)

	被害者	加害者	
常勤	4	8	
非常勤(パート・アルバイトなど)	7	-	
回答なし	3	6	n=14

### (8)－3 現在の収入

被害者の現在の年収は、「80 万円以上 350 万円未満」が 5 人で最も多く、平均年収は 371.8 万円である。一方、加害者の年収は「600 万円以上」が 2 人、平均年収は 650.0 万円である。

表 2-13 被害者と加害者の現在の収入 (件)

	被害者	加害者	
0 円	-	-	
1 万円以上 80 万円未満	1	-	
80 万円以上 350 万円未満	5	-	
350 万円以上 600 万未満	2	-	
600 万円以上	3	2	
回答なし	3	12	
平均(円)	371.8	650.0	n=14

※平均は回答なしを除く

### (8)－4 被害者の現在の経済状況

被害者の現在の経済状態について、自分で働いている人が 9 人と多いが、貯金の取り崩しや親の支援など、給料だけでは厳しい状況がうかがえる。

#### 事例 1 被害者の経済状況の例 (複数回答)

自分で働いて 9 人
加害者からの仕送り 4 人
貯金の取り崩し 4 人
親の支援 3 人
生活保護 2 人
在宅での仕事 1 人
児童手当等補助金 1 人
保険解約金 1 人

(9) 現在受けている支援・相談の状況

ほとんどの被害者は、現在も継続的に配偶者暴力に関する支援を受けており、主にカウンセリングや相談を支援機関で受けている。

(10) 現在の心身状況

心身の状況については、現在は精神的な問題なく生活している被害者がいる一方で、まだ心理的不安定さを多少残している被害者もいる。

(11) 被害者と加害者の別居等直前の職業

(11)－1 被害者と加害者の別居等直前の職業

被害者の別居、離婚等直前の職業については、下表左欄のとおりである。一方、別れた際の加害者の職業は、下表右欄のとおりである。

表 2-14 被害者と加害者の別居等直前の職業 (件)

		被害者	加害者
1 家族従業・ 自営業	1 農林漁業	-	1
	2 商工・サービス業(各種の卸・小売店、飲食店、理髪店のサービス業従事者)	-	2
	3 自由業(開業医、弁護士、著述業等)	2	1
2 勤め人	4 経営・管理職(会社・団体・官公庁の課長級以上)	-	1
	5 専門・技術職(教員、研究員、技術者、勤務医等)	3	6
	6 事務職(事務系会社員、事務系公務員等)	2	-
	7 労務・技能職(工場等の生産工程従事者、運転士、電話交換手等)	-	1
	8 販売・サービス職(各種の卸・小売店、飲食店、理髪店のサービス業従事者)	-	1
3 無職	9 学生	-	-
	10 主婦	5	-
	11 その他	1	1
	回答なし	1	-

n=14



### (11)－2 別居等の直前の勤務の形態

別居等の直前の被害者及び加害者の職務の形態は、下表のとおりである。

表 2-15 被害者と加害者の職務の形態 (件)

	被害者	加害者	
常勤	3	11	
非常勤(パート・アルバイトなど)	6	-	
回答なし	5	3	n=14

### (11)－3 別居等の直前の収入

被害者の別居等直前の収入は「80万円以上 350万円未満」が5人で最も多く、平均年収は351.2万円である。また、加害者の別居等直前の収入は、「600万円以上」が8人と最も多く、平均年収は715.0万円である。

表 2-16 別居等の直前の被害者と加害者の現在の収入 (件)

	被害者	加害者	
0円	-	1	
1万円以上 80万円未満	-	-	
80万円以上 350万円未満	5	1	
350万円以上 600万未満	1	1	
600万円以上	2	8	
回答なし	6	3	
平均(円)	351.2	715.0	n=14

(12) 被害者から見た加害者の性格・タイプ

被害者から見た加害者の性格・タイプ上位3位

- ① 「自分を傷つける言葉には非常に敏感で、傷つけられると怒りなど感情の押さえが利かなくなる」が13人
- ② 「あなたからの関心・サポート・服従を期待する一方で、自分自身は自由奔放に振舞う」が12人
- ③ 「自分の理想の女性像をあなたに求め、少しでも違っているとあなたを許せずに責める」、「常に責任は自分にはなく、自分が犠牲者だと考えるタイプ」が11人

表 2-17 被害者から見た加害者の性格・タイプ

(件)

	はい	どちらともいえない	いいえ	回答なし
会社や世間の人からは人望が厚い人物であり、社会的な信用があると思われていますか	9	4	1	-
毎月、給料は渡してくれますか	6	1	7	-
飲酒や外泊などの機会が多いですか	5	1	8	-
何かあるとプレゼントなどしてくれますか	6	2	6	-
子供に対して優しいですか	4	8	1	1
約束は守ってくれますか	2	5	7	-
自分の理想の女性像をあなたに求め、少しでも違っているとあなたを許せずに責めることがありますか	11	2	1	-
妻は家において、夫に黙って従うのが当然という性別役割があると考えていますか	10	2	2	-
常に責任は自分にはなく、自分が犠牲者だと考えるタイプですか	11	3	-	-
あなたが外出したり友人などと会うことを嫌い、行動を常に詮索し、あなたが自分以外に興味を示すことを嫌がりますか	8	3	3	-
あなたからの関心・サポート・服従を期待する一方で、自分自身は自由奔放に振舞う傾向がありますか	12	2	-	-
自分を傷つける言葉には非常に敏感で、傷つけられると怒りなど感情の押さえが利かなくなりますか	13	-	1	-
何かあるとアルコールに頼る傾向がありますか	3	-	11	-
何かあると薬物に頼る傾向がありますか	4	2	8	-
精神的に不安定なことが多いですか	7	6	1	-
自分の犯してきた暴力行為に対して、全く自覚がないですか	8	5	1	-
性行為によって加害者が自分の支配関係を確認していますか	7	3	4	-
その他	4	-	-	10

n=14

## 2. 暴力被害の実態

### (1) 交際し始めてから最初の暴力までの期間

14人中1人が1年未満と回答している。なお、13人については、交際期間中の暴力はなしと回答している。

表 2-18 交際し始めてから最初の暴力までの期間

1年未満	-	(件)
1年以上2年未満	1	
2年以上4年未満	-	
4年以上6年未満	-	
6年以上	-	
暴力はなし	13	n=14

### (2) 結婚(同居)してから最初の暴力までの期間

結婚(同居)してから最初の暴力までの期間は、下表のとおりである。

6名が結婚(同居)してから1年未満で暴力を受け始めている。

表 2-19 結婚(同居)してから最初の暴力までの期間

1年未満	6	(件)
1年以上2年未満	-	
2年以上4年未満	1	
4年以上6年未満	3	
6年以上	1	
回答なし	3	n=14

### (3) 結婚(同居)してから一番ひどかった暴力を受けた時までの期間

結婚(同居)してから暴力が一番ひどかった時までの期間は、下表のとおりである。  
半数が8年以上経ってからと回答している。

表 2-20 結婚(同居)してから一番ひどかった暴力を受けた時までの期間

1年未満	-	(件)
1年以上3年未満	1	
3年以上5年未満	3	
5年以上8年未満	2	
8年以上	7	
回答なし	1	n=14

### (4) 一番ひどかった身体的暴力の被害の内容とけがの程度

一番ひどかった身体的暴力の被害の内容と、けがの程度は、「全身打撲」が4人、「顔が腫れる・顔にあざ」、「頭部にけが・頭部にこぶ」、「骨折」が3人である。

表 2-21 一番ひどかった身体的暴力の被害の内容とけがの程度(複数回答)

顔が腫れる・顔にあざ	3	(件)
頭部にけが・頭部にこぶ	3	
髪の毛が抜ける	1	
骨折	3	
唇が切れる・口元腫れる	1	
歯が折れる・歯が抜ける	-	
眼が腫れる・眼から出血	2	
全身打撲	4	
脳しんとう	1	
鼻がゆがむ・鼻血	1	
足が麻痺	-	
爪がはがれる	1	n=14

(5) 一番ひどかった暴力を受けた時の心理的な状態

一番ひどかった暴力を受けた時の心理的な状態について、「怖い、恐怖、怯え、ビクビク」が12人で最も多く、次に「このまま殺されるのではないかと思った」が9人となっている。

表 2-22 一番ひどかった暴力を受けた時の心理的な状態(複数回答)(件)

びっくりした	2	
怖い、恐怖、怯え、ビクビク	12	
屈辱的、悔しい	5	
混乱	4	
頭が真っ白になった(何も考えられなくなった)	5	
何もしてないのにひどい、何故こういうことをされるのか	6	
相手の事が嫌になる、話すのもいや、相手を信頼できなくなる	5	
このまま殺されるのではないかと思った	9	
相手を軽蔑し、情けない人だと思う	3	
私が悪いから、私がいけないと思った	5	
相手に対する憎しみ	3	
腹が立った、怒りがこみ上げてきた	5	
慣れ、いつもの事、もう何やってもしょうがない	6	
別れたい	7	
今度されたら何か行動を起こそうと思う	2	n=14

(6) 暴力が続いた期間

暴力が続いた期間は、下表のとおりである。

表 2-23 暴力が続いた期間 (件)

3年未満	1	
3年以上10年未満	7	
10年以上20年未満	5	
20年以上30年未満	1	
30年以上	-	n=14

### 3. 子供への影響

#### (1) 子供に対する影響の有無

子供に対する影響が「あった」と答えた被害者は7人、「なかった」は2人である。

表 2-24 子供に対する影響の有無

あった	7	(件) n=14
なかった	2	
わからない	5	

#### (2) 子供の人数と性別

(1) で子供に対する影響が「あった」と答えた7人の子供の総数は10人であり、男女別は下表のとおりであった。

表 2-25 影響のあった子供の人数と性別

男	1	(件) n=10
女	9	

#### (3) 子供の年齢

配偶者暴力被害によって何らかの影響を受けた10人の子供のうち、現在の年齢及び暴力を受けていた当時の年齢は、下表のとおりとなっている。

表 2-26 子供の現在の年齢と影響を受けていた当時の年齢(複数回答)

	現在	当時	(件)
1歳未満	-	2	n=10
1歳以上5歳未満	-	3	
5歳以上10歳未満	1	1	
10歳以上15歳未満	2	1	
15歳以上	7	-	
回答なし	1	4	

#### (4) 子供の精神的な症状など

何らかの影響を受けた10人の子供のうち、子供の精神的な症状等の有無については下表のとおりである。

表 2-27 子供の精神的な症状など(複数回答)

あった	4	(件) n=10
なかった	5	
その他	-	
回答なし	1	

#### 4. 子供への直接の暴力（言葉によるもの、性的な事柄も含む）

##### （1）子供への直接の暴力

配偶者の子供に対する直接の暴力の有無については、14人中12人があったと回答している。

表 2-28 子供への直接の暴力の有無

あった	12	(件) n=14
なかった	—	
非該当	—	
回答なし	2	

##### （2）子供の人数と性別

（1）において配偶者の子供に対する直接の暴力が「あった」と回答した12人の子供の総数は18人で、男女別は下表のとおりである。

表 2-29 直接暴力を受けた子供の人数と性別

男	6	(件) n=18
女	12	

##### （3）現在の年齢及び暴力が始まったときの年齢と暴力がひどかったときの年齢

暴力を受けた総数18人の子供のうち、子供への暴力が始まった年齢は「1歳以上5歳未満」が5人と最も多い。暴力がひどかった年齢については、「5歳以上10歳未満」が3人で最も多い。平均年齢はそれぞれ2.9歳、9.0歳である。

表 2-30 現在の年齢及び暴力が始まったときの年齢と暴力がひどかった時の年齢

	現在の年齢	子供への暴力が始まった年齢	暴力がひどかった年齢	(件)
1歳未満	—	3	—	n=18
1歳以上5歳未満	2	5	1	
5歳以上10歳未満	2	—	3	
10歳以上15歳未満	5	1	2	
15歳以上	9	—	2	
回答なし	—	9	10	
平均年齢	14.8	2.9	9.0	

#### (4) 子供に現われた問題・症状や態度の変化

子供に現われた問題・症状や態度の変化については、下表のとおりである。その他として「父親の様子をうかがう」、「大人を軽蔑している」などがあつた。

表 2-31 子供に現れた問題・症状や態度の変化(複数回答)

おもらし、泣く、チック	7	(件)
登校拒否、不登校	3	
子供自身による友達や兄弟姉妹への暴力	4	
音に反応する	3	
後追い行動	3	
その他	9	
回答なし	6	n=18



## 5. 公的機関等における自立（生活再建）に向けた支援・対応の現状

### (1) 支援内容

#### (1)－1 受けたことのある支援

自立（生活支援）に向けた支援内容は、「緊急に保護する必要がある場合の一時保護」が7人で最も多く、次いで「裁判・調停に関する支援」が6人となっている。

表 2-32 受けたことのある支援(複数回答)

(件)

緊急に保護する必要がある場合の一時保護	7
裁判・調停に関する支援	6
病気や心身の健康状態についての診断、治療、心理的なケアの確保(本人、同居する子供について)	5
同居する子供の就学(保育)への支援	5
住宅の確保(公営住宅への入居など)	4
最低限度の生活を維持するための生活(保護)費の確保	3
国民年金の手続き(保険と同様の手続きについてなど)	3
健康保険、国民健康保険の手続き	2
就労へ向けた支援	2
保護命令発令に関する支援	2
関係機関への同行支援	2
その他	2
加害者の逮捕、拘留、被害届の受理等	1
加害者(相手)との対応に関する支援	1
通訳派遣	1
証明書発行	-

n=14

(1)－2 受けた支援と受けた順番

一番始めに受けた支援で最も多かったのが「緊急に保護する必要がある場合の一時保護」の7人であった。2番目以下は下表のとおりである。

表 2-33 受けた支援と受けた順番(複数回答)

(件)

	合計	1位	2位	3位	4位	5位	6位以下
緊急に保護する必要がある場合の一時保護	7	7	-	-	-	-	-
裁判・調停に関する支援	6	1	2	1	1	-	1
病気や心身の健康状態についての診断、治療、心理的なケアの確保(本人、同居する子供について)	5	1	1	-	1	-	2
同居する子供の就学(保育)への支援	5	1	-	2	-	1	1
住宅の確保(公営住宅への入居など)	4	-	4	-	-	-	-
最低限度の生活を維持するための生活(保護)費の確保	3	1	1	1	-	-	-
国民年金の手続き(保険と同様の手続きについてなど)	3	1	-	-	1	-	1
健康保険、国民健康保険の手続き	1	-	-	1	-	-	-
就労へ向けた支援	2	1	-	-	-	-	1
保護命令発令に関する支援	2	-	1	-	-	-	1
関係機関への同行支援	0	-	-	-	-	-	-
加害者の逮捕、拘留、被害届の受理等	1	-	-	-	1	-	-
加害者(相手)との対応に関する支援	1	-	-	-	-	1	-
通訳派遣	1	-	-	-	-	-	1
証明書発行	-	-	-	-	-	-	-
その他	2	-	1	-	-	1	-

n=14

(1)－3 公的な支援機関等

自立(生活支援)に向けて何らかの支援を受けた機関等は、下表のとおりである。

表 2-34 支援を受けた機関等(複数回答)(件)

弁護士	11
東京ウィメンズプラザ	10
警察署	8
病院	7
法律扶助協会	7
その他	6
福祉事務所	5
民間シェルター	5
女性センター	4
東京都女性相談センター	4
児童相談所・子供家庭支援センター	4
母子生活支援施設	3
保健所・保健センター	2
婦人保護施設	1

n=14

## 6. 被害体験者からの支援や協力

総数 14 人のうち、同じような被害にあった方（グループ）からの支援や協力が「必要である」と答えた人は 6 人、「必要ない」と答えた人は 8 人である。

表 2-35 被害体験者からの支援や協力

必要である	6	(件) n=14
必要ない	8	